

被相続人居住用家屋等確認申請 (耐震家屋 + 敷地の譲渡) に必要な書類

- ◆ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、【②老人ホーム等 (耐震家屋 + 敷地)】をご確認ください。
- ◆ 家屋取壊し後の敷地の譲渡の場合は、【③一般】【④老人ホーム等】(敷地のみ)をご確認ください。
- ◆ 譲渡後に耐震化や取壊しの場合は、【⑤一般】【⑥老人ホーム等】(譲渡後に耐震化・取壊し)をご確認ください。
- ◆ 以下「写し」とは、コピーではありませんので、市役所等で取得した書類をそのままご提出ください。
- ◆ 郵送で確認書の返信を希望される場合は、返信用封筒と切手をご提出ください。

	確認事項	添付書類	レ点
①	相続開始日の直前まで被相続人が居住していたこと 及び 相続開始日 (死亡日)	・ 被相続人の「住民票の除票の写し」 原本 ※対象家屋の住所であること。	
②	相続開始日の直前から譲渡日まで、被相続人以外に居住者がいないこと	・ 相続人全員の「住民票の写し」 原本 ※発行日が譲渡日以降のもの。 ※ <u>相続日から譲渡日までの全期間</u> の相続人の住所が確認できるもの。 異動履歴の確認のため、「 <u>住所履歴が記載された住民票の写し</u> 」 原本 又は「 <u>戸籍の附票の写し</u> 」 原本 の提出が必要な場合あり。	
③	譲渡日	・ 「不動産売買契約書」 ※契約書で譲渡日が確認できない場合は「 <u>土地又は建物の登記事項証明書</u> 」 原本	
④	相続人の数	・ 「 <u>土地と建物の登記事項証明書</u> 」 原本 ※建物が未登記若しくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、「 <u>遺産分割協議書</u> 」など	
⑤	相続日から譲渡日まで 空き家であり、 利用がなかったこと	以下(i)から(iii)のいずれかの書類 ※左記期間のもの。	
		(i)	・ 電気又はガスの使用中止が確認できる書類 ※閉栓証明書等 (使用中止日が死亡日以降のもの)
		(ii)	・ 宅建業者が「現状空き家」と表示した広告 ※媒介契約による広告 (業者等が購入後の広告は不可)
		(iii)	・ その他、空き家であったことを容易に認められる書類 ※空き家バンクへの登録を行った証明書等

【お問い合わせ】

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7-2

松山市 都市整備部 住宅課 空き家対策担当

TEL : 089-948-6934 (受付時間 平日 8:30~17:00)